別表十七㈠の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「資本金等の額又は連結個別資本金等の額」を「資本金等の額」に、「措置法第66条の５第３項又は令和２年旧措置法第68条の89第３項の適用の有無」を「措置法第66条の５第３項の適用の有無」に、「類似法人の事業年度又は連結事業年度」を「類似法人の事業年度」に、

別表十七(二の二)「23」又は別表十七の二(一)「26」	別表十七(二の二)「23」	
㉘、㉙、㉚若しくは㉛又は各連結法人の㉘から㉛までの合計＜㉜の場合	(㉘、㉙、㉚又は㉛)が㉜を下回る場合	に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。
措置法第66条の５第４項又は令和２年旧措置法第68条の89第４項の適用の有無	措置法第66条の５第４項の適用の有無	

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の５（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈠の記載要領第11号㈠中「又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第１号」を削り、「第７号(6)」を「第６号(6)」に、「租税特別措置法第66条の５第５項第４号又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第４号」を「同項第４号」に、「第７号(1)」を「第６号(1)」に、「租税特別措置法第66条の５第５項第５号又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第５号」を「同項第５号」に、「第７号に」を「第６号に」に改め、同号㈡中「又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第２号」を削り、「第７号(7)」を「第６号(7)」に、「租税特別措置法第66条の５第５項第４号又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第４号」を「同項第４号」に、「第７号(2)」を「第６号(2)」に改め、同号㈢中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の113第１項第１号ロ（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）」を削り、「第７号(2)」を「第６号(2)」に改め、同第11号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第21項第１号」を削り、同第四号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第21項第２号」を削り、同第五号を削り、同第六号中「又は令和２年旧措置法第68条の89第４項」を削り、同号を同第五号とし、同第七号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の89第２項の規定の適用を受ける場合」を削り、同号㈣中「又は令和２年旧措置法第68条の89第１項ただし書」を削り、同号㈤中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第10項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号㈥中「又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第３号」を削り、同号㈧中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第１項第１号」を削り、同号を同第六号とする。

別表十七㈠付表の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表のⅠは、内国法人が租税特別措置法第66条の５（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈠付表の記載要領第11号中「又は連結法人」、「又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第１号」及び「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の113第12項各号（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）」を削り、「租税特別措置法施行令第39条の13第12項第１号若しくは第２号又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第12項第１号若しくは」を「同項第１号又は」に、「租税特別措置法施行令第39条の13第12項第１号又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第12項第１号」を「同項第１号」に改め、同第三号中「又は連結法人」及び「又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第19項」を削り、同第四号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の89第２項の規定の適用を受ける場合」を削り、同第五号中「又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第５号」及び「又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第５項」を削り、「租税特別措置法第66条の５第５項第３号又は令和２年旧措置法第68条の89第５項第３号」を「同法第66条の５第５項第３号」に、「保証料等の額（租税特別措置法施行令」を「保証料等の額(同令」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の113第１項第１号」を削る。

別表十七㈡の表を次のように改める。